

○警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令

平成31年 2月28日

県警察本部訓令第7号

警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令を次のように定める。

警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 勤務（第3条—第20条）
- 第3章 休暇等（第21条—第28条）
- 第4章 補則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察職員（地方警務官を除く。以下同じ。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第2条 所属長は、所属の警察職員の適正な勤務管理に努めなければならない。

2 所属長は、所属の警察職員に対し、第14条の規定による勤務を命じ、又は休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。次条第2項、第16条第1項及び第26条の2において「条例」という。）第6条第1項に規定する休日をいう。第17条第1項において同じ。）に割り振られた正規の勤務時間に勤務を命ずる場合は、その必要性の判断を適正に行うものとする。

第2章 勤務

（勤務制）

第3条 警察職員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通常勤務 週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日であり、勤務時間は、休憩時間を除き1週間について38時間45分である勤務をいう。
- (2) 毎日勤務 週休日は、4週間につき8日であり、勤務時間は、休憩時間を除き4週間につき1週間当たり38時間45分である勤務をいう。
- (3) 交替制勤務 次に掲げる勤務をいう。

ア 三交替制勤務 週休日は、3週間につき6日であり、勤務時間は、休憩時間を除き3週間につき1週間当たり38時間45分であり、日勤、当番及び非番を繰り返す勤務であって、原則として3日ごとに1回の当番を行う勤務をいう。

イ 四交替制勤務 週休日は、4週間につき8日であり、勤務時間は、休憩時間を除き4週間につき1週間当たり38時間45分であり、日勤、当番及び非番を繰り返す勤務であって、原則として4日ごとに1回の当番を行う勤務をいう。

ウ その他の交替制勤務 週休日及び勤務時間は、別に定めるものとし、日勤、当番及び非番を繰り返す勤務であって、原則としておおむね1週間ごとに1回の当番を行う勤務をいう。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。第11条及び第14条ただし書において同じ。）の週休日は、当該承認を受けた育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下この項及び第11条において同じ。）に従い所属長が定める日とし、勤務時間は、育児短時間勤務等の内容に従った時間とする。

（警察本部等に勤務する警察職員の勤務制）

第4条 警察本部及び警察学校に勤務する警察職員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通常勤務 次号及び第3号に掲げる警察職員以外の警察職員
- (2) 毎日勤務 次に掲げる警察職員
 - ア 情報管理課に勤務する警察職員のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 電算開発係員
 - (イ) 電算運用係員
 - イ 地域課の鉄道警察隊に勤務する警察職員。ただし、地域課長が指定する警察職員を除く。
 - ウ 山岳安全対策課の救助係員。ただし、山岳安全対策課長が指定する警察職員を除く。
 - エ 捜査第一課の検視官室に勤務する警察官。ただし、捜査第一課長が指定する警察官を除く。
 - オ 鑑識課の直轄警察犬の担当者
 - カ 交通機動隊の分駐隊に勤務する警察職員
 - キ 高速道路交通警察隊に勤務する警察職員のうち、次に掲げるもの。ただし、高速道路交通警察隊長が指定する警察職員を除く。
 - (ア) 総務係員
 - (イ) 会計係員
 - ク 東北信運転免許課に勤務する警察職員。ただし、東北信運転免許課長が指定する警察職員を除く。
 - ケ 中南信運転免許課に勤務する警察職員。ただし、中南信運転免許課長が指定する警察職員を除く。
 - コ 警備第二課の航空隊に勤務する警察職員。ただし、警備第二課長が指定する警察職員を除く。
- (3) 交替制勤務 次に掲げる警察職員
 - ア 広報県民課の広報・報道係に勤務する警察職員。ただし、広報県民課長が指定する警察職員を除く。
 - イ 情報管理課の照会センターに勤務する警察職員。ただし、室長の職にある警察職員及び情報管理課長が指定する警察職員を除く。
 - ウ 人身安全対策課に勤務する警察職員のうち、次に掲げるもの。ただし、人身安全対策課長が指定する警察職員を除く。
 - (ア) 人身安全第一係員
 - (イ) 人身安全第二係員
 - (ウ) 人身安全第三係員
 - (エ) 人身安全現場支援班員
 - エ 通信指令課に勤務する警察職員のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 通信指令長の職にある警察官
 - (イ) 指令係員
 - オ 情報分析・機動捜査課の機動捜査班員。ただし、情報分析・機動捜査課長が指定する警察職員を除く。
 - カ 捜査第一課の検視官室に勤務する警察官。ただし、室長の職にある警察官を除く。
 - キ 鑑識課の機動鑑識班員
 - ク 高速道路交通警察隊に勤務する警察職員のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 交通管制係員
 - (イ) 分駐隊に勤務する警部補以下の階級にある警察官

2 前項の規定により交替制勤務に指定された警察職員の勤務制は、所属長が警務課長と協議して定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、自動車警ら隊に勤務する警察官の勤務制は、別に定める。

(警察署に勤務する警察職員の勤務制)

第5条 警察署に勤務する警察職員の勤務制は、警察署長が指定する。ただし、地域警察官の勤務制は、別に定める。

(勤務計画の策定)

第6条 第4条第1項及び前条の規定により、毎日勤務又は交替制勤務に指定された警察職員の所属長は、当該警察職員の勤務計画を策定し、当該警察職員に示さなければならない。

(通常勤務に指定された警察職員の勤務時間の割振り等)

第7条 第4条第1項及び第5条の規定により、通常勤務に指定された警察職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第1のとおりとする。

(毎日勤務に指定された警察職員の勤務時間の割振り等)

第8条 第4条第1項及び第5条の規定により、毎日勤務に指定された警察職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる警察職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域課の鉄道警察隊に勤務する警察職員のうち、毎日勤務に指定されたもの 別表第2に掲げる時間

(2) 鑑識課の直轄警察犬の担当者 別表第3に掲げる時間

(3) 交通機動隊の分駐隊に勤務する警察職員 別表第4に掲げる時間

(交替制勤務に指定された警察職員の勤務時間の割振り等)

第9条 第4条第1項及び第5条の規定により、交替制勤務に指定された警察職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間は、別表第5のとおりとする。

(地域警察官等の勤務時間の割振り等)

第10条 自動車警ら隊に勤務する警察官及び警察署の地域警察官の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間は、別に定める。

(育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り等)

第11条 育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り及び休憩時間(交替制勤務に指定された育児短時間勤務職員等の場合にあつては、勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間)は、当該職員の育児短時間勤務等の内容に従い、所属長が定める。

(育児又は介護のための時差勤務)

第12条 育児又は介護を行う警察職員は、時差勤務を申請することができる。

2 前項の規定による時差勤務に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務時間の割振り等の特例)

第13条 第7条から第10条までの規定にかかわらず、所属長は、公務の運営上必要があると認める場合は、所属の警察職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間を臨時に変更することができる。

2 第7条から第10条までの規定にかかわらず、所属長は、許認可事務その他の来庁者の対応が必要となる業務の要員を確保するため、所属の警察職員の休憩時間を変更することができる。

3 所属長は、前2項の規定による変更を行ったときは、勤務時間等変更簿(様式第1号)に記録しておかなければならない。ただし、これに代わるものを作成したときは、この限りでない。

(勤務時間外の勤務)

第14条 所属長は、臨時に必要があるときは、正規の勤務時間外においても所属の警察職員に対して勤務することを命ずることができる。ただし、当該警察職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、正規の勤務時間以外の勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限るものとする。

2 前項の規定による正規の勤務時間外における勤務の命令は、勤務管理システム又は超過勤務等命令簿(様式第1号の2)により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、国費補助の対象となる勤務時間外における勤務の命令は、別に定める超過勤務等命令簿により行うことができる。

(週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更)

第15条 所属長は、前条第1項の規定により週休日に勤務を命ずるときは、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更(次項及び次条第1項第2号において「週休日の振替え等」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による週休日の振替え等は、週休日振替簿(様式第2号)により行うものとする。

(超勤代休時間)

第16条 所属長は、次に掲げる勤務の時間の合計が1月について60時間を超えた所属の警察職員に対して、超勤代休時間（条例第5条の3第1項に規定する超勤代休時間をいう。次項において同じ。）を指定することができる。

(1) 第14条の規定による勤務の時間

(2) 週休日の振替え等により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振られ、当該正規の勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会が定める時間を除く。）

2 前項の規定による超勤代休時間の指定は、超勤代休時間指定簿（様式第3号）により行うものとする。
（代休日の指定）

第17条 所属長は、休日に割り振られた正規の勤務時間の全部について特に勤務することを命ずる必要がある場合は、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）を指定することができる。

2 前項の規定による代休日の指定は、代休日指定簿（様式第4号）により行うものとする。
（当直勤務）

第18条 所属長は、正規の勤務時間外において、所属の警察職員に対し、当直勤務を命ずることができる。

2 当直勤務を宿直勤務と日直勤務に区分し、それぞれの勤務時間は、別表第6のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、当直勤務に関し必要な事項は、別に定める。

（警察署当番）

第18条の2 警察署長は、所属の警察職員を警察署当番（休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）並びに平日（休日以外の日をいう。）の午前0時から午前8時30分まで及び午後5時15分から翌日午前0時前までの時間における警察事象の処理を行うため、警察署において行う交替制勤務をいう。次項において同じ。）に従事させることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察署当番に関し必要な事項は、別に定める。

（育児又は介護を行う警察職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第19条 育児又は介護を行う警察職員は、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。）又は時間外勤務（正規の勤務時間外における勤務をいう。）の制限の承認を受けようとするときは、あらかじめ、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第5号）により請求しなければならない。

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号。以下この項、第22条第1項並びに第23条第1項及び第2項において「規則」という。）第4条の2第2項及び第4条の4第2項（規則第4条の7において準用する場合を含む。）の規定による通知は、深夜勤務・時間外勤務制限承認等通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 前項の規定による通知は、請求者が、地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）である場合にあっては警察本部長が、それ以外の警察職員である場合にあっては所属長が行うものとする。

4 警察職員は、第1項の規定による請求に係る事由に変更が生じた場合は、遅滞なく育児又は介護の状況変更届（様式第7号）により届け出なければならない。

5 第1項の規定による請求及び前項の規定による届出は、次の表に掲げる者に対して行うものとする。

請求（届出）をする警察職員	請求先（届出先）
地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）	警察本部長
上記以外の警察職員	所属長

（育児短時間勤務）

第20条 警察職員は、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項及び第26条第1項において「育休法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、育児短時間勤務承認請求書（様式第8号）により警察本部長に請求しなければならない。この場合において、職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）第7条第5号の規定による計画の申出を行うときは、育児短時間勤務計画書（様式第9号）を併せて提出しなければならない。

2 警察職員は、育児短時間勤務の期間中に、当該育児短時間勤務に係る子（育休法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、第25条第2項及び第26条第2項において同じ。）が死亡し、若しくは当該警

察職員の子でなくなったとき又は当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく養育状況変更届（様式第10号）を警察本部長に提出しなければならない。

第3章 休暇等

（年次休暇）

第21条 警察職員は、年次休暇を取得しようとするときは、あらかじめ、休暇等承認カード（様式第11号）により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができないときは、事後直ちに請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、次の表に掲げる者に対して行うものとする。

請求をする警察職員	請求先
地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）	警察本部長
上記以外の警察職員	所属長

3 第1項の規定にかかわらず、2時間以内の年次休暇（この項において「ひと呼休休暇」という。）の請求は、次の表に掲げる者に対して休暇等承認カードによりひと呼休休暇の取得を申告し承認を受けることとし、前項の表に掲げる者に対して行う請求は事後とすることができる。この場合において、休暇等承認カードの備考欄には「ひと呼休」と記載するものとする。

請求をする警察職員	請求先
地域部長	警察本部長
運転免許本部長	交通部長
警察学校長	警務部長
所属長（相当職を含む。）	各部の部長
警察本部及び警察学校の課長補佐（隊長補佐、所長補佐及び校長補佐を含む。以下この表において同じ。）以上の職にある警察職員	直属の上司
警察本部及び警察学校の係長以下の職にある警察職員	所属の課長補佐以上の職にある警察職員
警察署の課長以上の職にある警察職員	直属の上司
警察署の係長以下の職にある警察職員	勤務する課の課長以上の職にある警察職員

（療養休暇）

第22条 警察職員は、療養休暇（規則第7条第1項の表の第3号の(2)の事由による休暇（第4項及び第30条において「産前産後休暇」という。）を除く。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇等承認カードにより請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができないときは、事後直ちに請求しなければならない。

2 警察職員は、療養休暇の承認を受けようとする場合において、その期間が引き続き7日を超えるものであるときは、医師の診断書その他の勤務することができない事由を証明するに足りる書類を提出しなければならない。

3 第1項の規定による請求は、次の表に掲げる者に対して行うものとする。

請求をする警察職員	請求先
地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）	警察本部長
上記以外の警察職員	所属長

4 警察職員は、産前産後休暇を申し出るときは、あらかじめ、休暇等承認カードにその期間を記載し提出するほか、産前産後休暇届（様式第12号）に医師の診断書その他の産前産後休暇の事由を証明するに足りる書類を添えて、警察本部長に提出しなければならない。ただし、休暇等承認カードの提出は、申出者が、地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）以外の警察職員である場合にあっては、

所属長に行うものとする。

（特別休暇）

第23条 警察職員は、特別休暇（規則第8条第1項の表の第11号の事由による休暇（第3項において「通勤緩和特別休暇」という。）、同表の第19号の事由による休暇（第5項において「ボランティア休暇」という。）及び同表の第20号の事由による休暇（第6項において「地域貢献活動休暇」という。）を除く。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇等承認カードにより請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができないときは、事後直ちに請求しなければならない。

2 警察職員は、特別休暇（規則第8条第1項の表の第9号の事由による休暇を除く。）の承認を受けようとする場合において、その期間が引き続き7日を超えるものであるときは、医師の診断書その他の勤務することができない事由を証明するに足りる書類を提出しなければならない。

3 警察職員は、通勤緩和特別休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、通勤緩和特別休暇願（様式第13号）に母子健康手帳の写しを添えて請求しなければならない。

4 第1項及び前項の規定による請求は、次の表に掲げる者に対して行うものとする。

請求をする警察職員	請求先
地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）	警察本部長
上記以外の警察職員	所属長

5 警察職員は、ボランティア休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、ボランティア休暇承認願（様式第14号）により、警察本部長に請求しなければならない。

6 警察職員は、地域貢献活動休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、地域貢献活動休暇承認願（様式第14号の2）により、警察本部長に請求しなければならない。

（介護休暇及び介護時間）

第24条 警察職員は、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ、介護休暇（介護時間）承認願（様式第15号）により、警察本部長に請求しなければならない。

（不妊治療休暇）

第24条の2 警察職員は、不妊治療の承認を受けようとするときは、あらかじめ、不妊治療休暇承認願（様式第15号の2）により、警察本部長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できないときは、事後直ちに請求しなければならない。

2 警察職員は、不妊治療休暇の承認を受けようとする場合において、その期間が引き続き7日を超えるものであるときは、医師の診断書又はその他勤務することができない事由を証明するに足りる書類を提出しなければならない。

（育児休業）

第25条 警察職員は、育児休業若しくは再度の育児休業又は育児休業の期間の延長若しくは再度の延長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、育児休業承認請求書（様式第16号）により、警察本部長に請求しなければならない。

2 警察職員は、育児休業の期間中に、当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該警察職員の子でなくなったとき又は当該育児休業に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく養育状況変更届を警察本部長に提出しなければならない。

（部分休業）

第26条 警察職員は、部分休業（育休法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、部分休業簿（様式第18号）により請求しなければならない。

2 警察職員は、部分休業の期間中に、当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該警察職員の子でなくなったとき又は当該部分休業に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく養育状況変更届を提出しなければならない。

3 前2項の規定による請求及び届出は、次の表に掲げる者に対して行うものとする。

請求（届出）をする警察職員	請求先（届出先）
地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）	警察本部長
上記以外の警察職員	所属長

4 所属長は、第1項の規定による請求を受けたときは当該請求に係る部分休業簿の写しを、第2項の規定による届出を受けたときは当該届出に係る養育状況変更届の写しを警務課長に送付するものとする。

（子育て部分休暇）

第26条の2 警察職員は、子育て部分休暇（条例第12条の4に規定する子育て部分休暇をいう。次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、子育て部分休暇簿（様式第18号の2）により請求しなければならない。

2 警察職員は、子育て部分休暇の期間中に、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該警察職員の子でなくなったとき又は当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく養育状況変更届を提出しなければならない。

3 前2項の規定による請求及び届出は、次の表に掲げる者に対して行うものとする。

請求（届出）をする警察職員	請求先（届出先）
地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）	警察本部長
上記以外の警察職員	所属長

4 所属長は、第1項の規定による請求を受けたときは当該請求に係る子育て部分休暇簿の写しを、第2項の規定による届出を受けたときは当該届出に係る養育状況変更届の写しを警務課長に送付するものとする。

（自己啓発等休業）

第27条 警察職員は、自己啓発等休業又は自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、自己啓発等休業承認請求書（様式第19号）により、警察本部長に請求しなければならない。

（配偶者同行休業）

第28条 警察職員は、配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長若しくは再度の延長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、配偶者同行休業承認請求書（様式第20号）により、警察本部長に請求しなければならない。

第4章 補則

（欠勤）

第29条 警察職員は、欠勤を申し出るときは、あらかじめ、休暇等承認カードにその期間を記載し提出するほか、欠勤届（様式第21号）を警察本部長に提出しなければならない。ただし、休暇等承認カードの提出は、申出者が、地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）以外の警察職員である場合にあっては、所属長に行うものとする。

2 警察職員は、前項の規定による申出を行う場合において、警察本部長（申出者が、地域部長、運転免許本部長及び所属長（相当職を含む。）以外の警察職員である場合にあっては、所属長）が求めたときは、勤務することができない事由を証明するに足りる書類を提出しなければならない。

（出勤届）

第30条 警察職員は、次に掲げる休暇等の期間中に出勤しようとするときは、あらかじめ、出勤届（様式第22号）を警察本部長に提出しなければならない。

- (1) 産前産後休暇
- (2) 育児休業
- (3) 不妊治療休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 欠勤

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日県警察本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日県警察本部訓令第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月18日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日県警察本部訓令第5号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月27日県警察本部訓令第14号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月5日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年3月18日から施行する。ただし、第1条、附則第3項及び附則第4項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月11日県警察本部訓令第8号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日県警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月10日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年3月19日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日県警察本部訓令第9号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月1日県警察本部訓令第20号)

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月9日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年3月25日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日県警察本部訓令第9号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表・様式 (略)